

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成25年4月5日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 ダイワロイヤル株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 滝沢菓子複合店舗 岩手郡滝沢村滝沢字菓子95番1

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成25年5月18日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成25年3月18日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び雫石町役場

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 株式会社ジョイス

(イ) 中道リース株式会社

(ウ) 株式会社コメリ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 雫石ショッピングモール 岩手郡雫石町千刈田94番地2ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成25年5月18日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成25年3月18日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び雫石町役場